

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 9 月 26 日

株式会社トライト

2025 年 9 月 26 日

大阪府大阪市北区曾根崎 2 丁目 12 番 7 号
株式会社トライト
代表取締役社長 笹井 英孝

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2025 年 9 月 5 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2025 年 9 月 26 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 本株式併合がその効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2025 年 9 月 26 日

2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過

当社は、2025 年 9 月 5 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項及び社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 1 項において定義される買取口座を、電子公告の方法により公告したところ、本株式併合の効力発生日の前日までに、当社株主 1 名から、合計 700 株の当社株式について、会社法第 182 条の 4 第 1 項の規定による株式買取請求を行う旨の書面の送付を受けております。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

5 株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

(1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2025 年 9 月 5 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。

(2) 当社株式は、2025 年 9 月 24 日付で、株式会社東京証券取引所グロース市場において

上場廃止となりました。

- (3) 本株式併合により、TCG2505 株式会社及び LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED 以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1 株に満たない端数となっております。

以上